

様式第2号（第5条関係）

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要	
田口課長補佐	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今より「令和7年度第3回久喜市都市計画審議会」を開会いたします。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます、まちづくり推進部都市計画課の田口でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>はじめに、本日の出席委員でございますが、委員定数15人のうち10人でございます。</p> <p>委員の半数以上の方にご出席をいただいておりますので、久喜市都市計画審議会条例第6条第2項に規定する、会議の開催要件を満たしていることをご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、会議に移る前に、会議の公開及び会議録の作成等につきまして、ご説明いたします。</p> <p>本市では、「久喜市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、会議は原則公開とし、どなたでも傍聴することが可能でございます。</p> <p>なお、本日の傍聴者は1人でございます。</p> <p>また、公開される会議は、会議録を作成し、閲覧に供することとしておりますことから、本日の会議を記録するため、録音及び写真撮影を行うことにつきまして、ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>なお、会議録の作成形式は、全文記録とし、会議録の確認及び署名につきましては、海老原会長にお願いしたいと存じます。</p>

田口課長補佐	<p>続きまして、次第2の「あいさつ」でございます。</p> <p>海老原会長から、ご挨拶をいただきたいと存じます。</p>
海老原会長	<p>【 海老原会長 挨拶 】</p>
田口課長補佐	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、梅田市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
梅田市長	<p>【 梅田市長 挨拶 】</p>
田口課長補佐	<p>続きまして、次第3の「意見聴取」でございます。</p> <p>恐れ入りますが、海老原会長と梅田市長におかれましては、机の前にご移動をお願いいたします。</p>
海老原会長・梅田市長	<p>【 梅田市長が諮問書を読み上げ、海老原会長へ手渡す 】</p>
田口課長補佐	<p>ありがとうございました。それでは、席にお戻りください。</p> <p>続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の資料は、次第を含めまして、全部で9点でございます。委員の皆様へ事前にお配りしております。</p> <p>1点目といたしまして、</p> <p>「次第」</p> <p>2点目といたしまして、</p> <p>「資料1－1 菖蒲町三箇字北谷地区に係る走行予定経路について」</p> <p>3点目といたしまして、</p> <p>「資料1－2 都市計画法第34条第12号に基づく産業系区域図及び指定・廃止位置図（令和8年4月1日施行）」</p> <p>4点目といたしまして、</p> <p>「資料1－3 都市計画法第34条第12号に基づく産業系区域の見直しについて」</p> <p>5点目といたしまして、</p> <p>「参考資料1 都市計画法第34条第12号に基づく産業系区域図（令和</p>

田口課長補佐 8年3月1日現在)」

6点目といたしまして、

「参考資料2 都市計画法第34条第12号に基づく産業系区域における建築物の外観」

7点目といたしまして、

「資料2-1 都市機能誘導区域（案）の検討」

8点目といたしまして、

「資料2-2 誘導施設（案）の検討」

9点目といたしまして

「資料2-3 居住誘導区域（案）の検討」を配付しております。

資料に不足等がございましたら、お申し出いただければと存じます。

【 資料確認 】

それでは、次第4の「議事」に移ります。

本会議の議事進行につきましては、久喜市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となります。

海老原会長、よろしく願いいたします。

海老原会長

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

会議を円滑に進行できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

ただ今、梅田市長から意見を求められました議案について、審議に入ります。

本日の議案は、「都市計画法第34条第12号に基づく産業系区域の見直しについて」でございます。

委員の皆様におかれましては、慎重なご審議をお願いします。

それでは、議案第1号「都市計画法第34条第12号に基づく産業系区域の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

田村課長補佐

都市計画課 開発指導係の田村と申します。

田村課長補佐

私から、議案第1号「都市計画法第34条第12号に基づく産業系区域の見直しについて」ご説明させていただきます。

産業系区域の見直しにつきましては、令和7年度第1回都市計画審議会及び第2回都市計画審議会において、委員の皆様にご審議いただきました。

また、市民の皆様には、令和7年11月から12月にかけてパブリック・コメントを実施し、広くご意見を伺ったところでございます。

これらの過程の中でいただきましたご意見等を踏まえながら、事業者とともに慎重に検討を重ね、本日、第3回都市計画審議会において、最終案を委員の皆様にご審議いただきたいと考えております。

それでは、資料1-1をご覧ください。

菖蒲町三箇字北谷地区に係る走行予定経路についてとなります。

資料の上段、変更前の図面をご覧ください。

第2回都市計画審議会の時点において、事業者は、対象地と「久喜インターチェンジ」を往来する際、「市道菖蒲6号線」、「県道川越栗橋線」、「県道六万部久喜停車場線」、「県道さいたま栗橋線」を経由する計画でございました。

そのような中、第2回都市計画審議会において、「新ごみ処理施設が建築されるエリアであるため、清掃車の走行予定経路と同様にした方が良いのではないか」とのご意見をいただきましたことから、その後、事業者と検討を重ねてまいりました。

資料の下段、変更後の図面をご覧ください。

事業者と調整した結果となります。

新ごみ処理施設に係る清掃車の走行予定経路と同様に、「市道菖蒲6号線」、「県道下早見菖蒲線」を通行することとし、「県道さいたま栗橋線」を経由し、対象地と「久喜インターチェンジ」を往来する経路としたところでございます。

田村課長補佐

以上が資料1-1のご説明となります。

続きまして、資料1-2及び1-3を合わせてご説明させていただきます。

資料につきましては、並べてご覧いただければと存じます。

なお、これからご説明させていただきます新たに指定する産業系区域と廃止する産業系区域につきましては、第2回都市計画審議会においてご説明させていただきました区域と同様となり、区域や面積、予定建築物の用途に変更はございません。

委員の皆様におかれましては、改めてご確認いただければと存じます。

まず、資料1-2につきましては、令和8年4月1日施行の産業系区域図及び指定・廃止位置図となります。

赤で着色したエリアにつきましては、指定済の区域となります。

青で着色したエリアが新規で指定する区域、黄色で着色したエリアが指定を廃止する区域となります。

また、資料1-3につきましては、本審議会の後に実施する告示の概要となります。

本審議会終了後から今月末までに告示を行い、令和8年4月1日付けで見直し後の産業系区域を施行する予定であります。

資料1-3につきまして、内容をご説明いたします。

1つ目の廃止する土地の区域、予定建築物の用途、面積につきましては、土地の区域が原の一部、予定建築物の用途が流通業務施設、面積が約4.2ヘクタールとなります。

資料1-2においては、黄色の①の区域となります。

続きまして、資料1-3、2つ目の新たに指定する土地の区域、予定建築物の用途、面積につきましては、新たに指定する3つの区域について記載しております。

田村課長補佐

菖蒲町三箇地区につきましては、土地の区域が菖蒲町三箇の一部、予定建築物の用途が流通業務施設、面積が約2.8ヘクタールとなります。

資料1-2においては、青色の①の区域となります。

次に、江面地区につきましては、土地の区域が江面の一部、予定建築物の用途が流通業務施設、面積が約0.5ヘクタールとなります。

資料1-2においては、青色の②の区域となります。

次に、吉羽地区につきましては、予定建築物の用途が2つあるため、2段書きとなっております。土地の区域はいずれも吉羽の一部と西の一部となります。予定建築物の用途が、工業施設と流通業務施設、面積が工業施設の区域が約0.7ヘクタール、流通業務施設の区域が約3.6ヘクタールとなります。

資料1-2においては、青色の③の区域となります。

なお、新たに指定する区域の面積の合計は、約7.6ヘクタールとなります。

続きまして、資料1-3、3つ目の「変更理由」につきましては、指定運用方針に基づき、産業系の土地利用が見込めない区域を廃止するもの。また、指定運用方針の基準を満たし、確実に産業系の土地利用が図られると認められる土地を新たに指定する旨を記載したところでございます。

これにより、現在、56.6ヘクタールの産業系区域を指定しておりますが、令和8年4月1日からの産業系区域の指定面積につきましては、合計60ヘクタールとなります。

以上が、資料1-2及び1-3のご説明となります。

最後になりますが、参考資料1及び参考資料2につきまして、補足説明をさせていただきます。

参考資料1及び参考資料2につきましては、第2回都市計画審議会において、産業系区域における建築物の外観について、資料提供のご依頼があった

田村課長補佐	<p>ことから送付させていただいたものです。</p> <p>こちらの資料につきましては、後ほどご確認いただければと存じます。</p> <p>以上が、議案第1号「都市計画法第34条第12号に基づく産業系区域の見直しについて」のご説明となります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
海老原会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの説明について、皆様からご意見やご質問等がございますか。</p>
岸田委員	<p>はい。</p>
海老原会長	<p>岸田委員、どうぞ。</p>
岸田委員	<p>吉羽地区における周辺道路の考え方についてお伺いします。他の地区については幹線道路が隣接している一方で、吉羽地区は「久喜東停車場線」が行き止まりとなっています。</p> <p>都市計画道路「青毛下早見線」の拡幅・延長や「圏央道」の側道整備など、周辺の道路ネットワークについて、開発等のスケジュールに合わせて検討いただく必要があると考えますが、いかがでしょうか。</p>
海老原会長	<p>周辺道路が混雑している地域に、物流施設が立地されることについて、どのような検討を行っているかの質問です。</p> <p>事務局から回答をお願いします。</p>
田村課長補佐	<p>都市計画道路等の整備については、「久喜東停車場線」を杉戸町方面へ延伸することや、「久喜東停車場線」と「けやき通り」を結ぶ「平沼和戸線」及びその周辺道路の整備について検討していきたいと考えております。</p>
海老原会長	<p>岸田委員、いかがでしょうか。</p>
岸田委員	<p>本地区については、令和8年4月1日から、都市計画法第34条第12号に基づく産業系区域に指定するとのことですが、その後の開発に関するスケジュールについて伺います。</p>

海老原会長	事務局、お願いします。
田村課長補佐	産業系区域の指定を行った後、まずは、開発許可等の許認可を得る必要があります、その手続に約1年を要する見込みです。 その後、地盤改良、開発区域における周辺道路の整備、建築物の工事などに約2年の期間を要することを考慮いたしますと、創業が令和10年から令和11年頃になると想定しております。 スケジュールにつきましては、社会経済情勢等の変化により前後する可能性もございますが、本市においても、そのような変化に合わせて周辺道路の整備を行うなど、柔軟に検討してまいりたいと考えております。
海老原会長	岸田委員、よろしいでしょうか。
岸田委員	はい。
海老原会長	その他、いかがでしょうか。 ご意見等がなければ、議案第1号の質疑は以上といたします。 それでは、議案第1号「都市計画法第34条第12号に基づく産業系区域の見直しについて」、特にご意見等はないようですので、「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。
各委員	【 異議なしの声 】
海老原会長	「異議なし」と認め、議案第1号について、「意見なし」として回答することに決定いたしました。 本日の審議は以上となります。 それでは、ここで少々休憩をいただきまして、事務局に回答書の案を作成していただきたいと存じます。 あちらの時計で、午後2時35分まで暫時休憩とさせていただきます。 【休憩・答申書（案）の配付】
海老原会長	それでは、再開いたします。 休憩中にお配りしました回答書の案文は、お手元にごございますでしょう

海老原会長	か。
各委員	【 回答書（案）確認 】
海老原会長	回答書の案文について、事務局から説明をお願いします。
田口課長補佐	委員の皆様にお配りしました回答書の案文につきまして、ご説明させていただきます。
	先ほど、意見聴取の結果を踏まえまして、議案第1号について、「意見なし」とする内容としてございます。
海老原会長	ありがとうございました。
	皆様、この回答書の内容でよろしいでしょうか。
各委員	【 異議なしの声 】
海老原会長	それでは、この内容で回答することとします。
田口課長補佐	ありがとうございました。
	それでは、次第5の「回答」に移らせていただきます。
	恐れ入りますが、海老原会長と梅田市長におかれましては、机の前にご移動をお願いいたします。
海老原会長・梅田市長	【 海老原会長が回答書を読み上げ、梅田市長に手渡す 】
田口課長補佐	ありがとうございました。席にお戻りください。
	ここで、梅田市長から皆様へお礼を申し上げます。
梅田市長	【 梅田市長 お礼の挨拶 】
田口課長補佐	ここで、梅田市長におかれましては、公務がございましたので、誠に申し訳ございませんが、退席させていただきます。
	【 市長退席 】
	お待たせいたしました。
	それでは、引き続き、会議を進めてまいりたいと存じます。
	海老原会長、進行をよろしくお願いいたします。
海老原会長	それでは、次第6「その他」に移ります。

海老原会長 報告事項について、事務局から「久喜市立地適正化計画について」の説明をお願いいたします。

黒須担当主査 都市計画課 計画・堤防対策係の黒須と申します。
私から、報告事項「久喜市立地適正化計画について」、ご説明させていただきます。

立地適正化計画とは、人口減少や高齢化の進行、市街地の拡散による、低密度な市街地の増加などに対応していくため、鉄道駅などの拠点を中心に商業や医療などの都市機能や居住を一定の区域に集約して、併せて、その拠点間を結ぶ鉄道やバスなどの公共交通ネットワークの強化・維持を図り、持続可能で暮らしやすい都市構造の実現を目指すものでございます。

本市は、本年度から2か年をかけて、立地適正化計画の策定を行う予定でございまして、委員の皆様からのご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

本日は、国の手引や本市の現況分析のほか、昨年9月に実施しましたアンケート調査の結果などを踏まえ、専門業者の客観的な視点により作成した都市機能誘導区域、誘導施設、居住誘導区域の案に併せまして、3月5日に開催しました本市の関係所属長により組織される庁内検討会議の中で挙げられた主な意見について、ご説明させていただきます。

説明に当たりまして、委員の皆様には具体的なイメージを持っていただきたく、拠点や各誘導区域等の枠組みについて簡単にご説明させていただければと存じます。

前回の第2回都市計画審議会において、久喜駅周辺を本市の拠点とすることや、鷲宮駅、東鷲宮駅、栗橋駅、南栗橋駅、モラージュ菖蒲周辺を地域・生活拠点とすることをお示したところでございます。

この各拠点を中心に概ね半径800メートル圏を区域とする都市機能誘導区域や、その都市機能誘導区域に商業、医療等の都市機能の誘導を図るこ

黒須担当主査 と、既に立地している都市機能のうち維持を図ることを目的とした誘導施設について、また、都市機能誘導区域の外側の範囲かつ市街化区域を越えない範囲において、人口密度の維持を目的として設定する居住誘導区域について、検討内容を説明させていただきます。

それでは、「都市機能誘導区域（案）の検討」について、資料 2-1 を用いましてご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

「1. 都市機能誘導区域とは」でございます。

図にあります赤色にて囲まれた都市機能誘導区域については、商業や医療等の都市機能を都市の中心であります鉄道駅などに誘導・集積し、各種サービスの効率的な提供を図る区域のことをいまして、居住誘導区域内に設定することが定められております。

続いて、「2. 国の手引に基づく都市機能誘導区域の考え方」でございます。

国の手引に示す考え方については、こちらに示しております2つの丸になります。

1つ目の丸が、公共交通や都市機能が集積し、一体性を有する拠点地区になります。

2つ目の丸が、中心拠点及び生活拠点機能を担う地域拠点周辺地区になります。

続いて、2 ページをご覧ください。

「3. 本市における都市機能誘導区域を設定する目的」でございます。

本市は、将来的にも比較的高い人口密度が維持されることが見込まれる一方で、高齢化の進行により、徒歩での移動や自家用車の利用が難しくなることが想定されます。

そのようなことから、公共交通においてアクセスしやすい場所に都市機能

黒須担当主査 が集積していることが重要となり、医療や商業等の都市機能を鉄道駅周辺などの区域に誘導や集積を行い、日常生活に必要なサービスへのアクセス性の確保を目的とする都市機能誘導区域を設定するものでございます。

次に、「４．都市機能誘導区域の設定方針」でございます。

都市機能誘導区域は、本計画において目指すべき都市の骨格構造に示す中心拠点及び地域・生活拠点に設定しております。

また、本市における中心拠点については、久喜駅周辺としておりまして、地域・生活拠点については鷺宮駅、東鷺宮駅、栗橋駅、南栗橋駅、モラージュ菖蒲周辺に設定しております。

それらを踏まえた上での「（１）中心拠点の都市機能誘導区域の設定について」でございますが、本市の中心的な役割を担う中心拠点には、市外からの来訪者の増加を促す複合施設などの高次都市機能や、テレワークなどの多様な働き方に対応した業務機能の導入が求められます。

また、久喜提燈祭りをはじめとした祭事などの歴史や文化資源が残り、観光客が訪れる地区であることから、より一層の賑わいの創出が求められます。

そのようなことから、市内外の各地を結ぶ結節点である久喜駅を中心に、一般的な徒歩圏である半径８００メートル圏を基本として区域を検討し、本市を代表する魅力ある中心拠点の形成を目指します。

次に「（２）地域・生活拠点の都市機能誘導区域の設定について」でございます。

地域・生活拠点は、将来にわたり市民の日常生活を支える都市機能の維持・充実が求められます。

そのようなことから、地域内の各地と拠点を結ぶ鉄道駅やバス停を中心に、鉄道駅については半径８００メートル圏、バス停については半径３００メートル圏の一般的な徒歩圏を基本として区域を検討し、誰もが利用しやすい

黒須担当主査

い拠点の形成を目指します。

続いて、3ページをご覧ください。

「5. 都市機能誘導区域の検討フロー」でございます。

2ページの設定方針を踏まえまして、検討フローにおいて都市機能誘導区域の範囲を設定します。

はじめにステップ1といたしまして、拠点内を回遊できる範囲を捉えます。

久喜駅周辺、鷲宮駅周辺、東鷲宮駅周辺、栗橋駅周辺、南栗橋駅周辺においては、一般的な徒歩圏である半径800メートル圏で検討します。

モラージュ菖蒲周辺においては、5つのバス停を中心に、バス停の徒歩圏である半径300メートル圏で検討します。

続いてステップ2といたしまして、誘導施設など都市機能施設の立地が想定される駅周辺の商業系用途地域を区域に含めることとします。

ステップ3といたしまして、既存の誘導施設の維持を図る観点から、立地状況を考慮します。

ステップ4といたしましては、文化財の立地状況を確認するとともに、個別の施策やまちづくりの検討区域、誘導施設の整備に係る事業区域などを考慮します。

これら1から4のステップを踏まえて設定した誘導区域（案）は次のページ以降にお示ししております。

4ページをご覧ください。

こちらは、久喜駅周辺の都市機能誘導区域（案）でございます。

青色のラインで示している区域が、都市機能誘導区域（案）でございます。

久喜駅西口周辺においては、送迎バスなどによる交通混雑の解消や地域の活性化に繋がる取組として「久喜駅西口周辺まちづくり」における検討内容

黒須担当主査 を考慮した区域設定としております。

なお、庁内検討会議においては、「区域のバランスが良いことから、特に手を加える必要はない」という意見がございました。

続いて、5ページをご覧ください。

鷺宮駅周辺の都市機能誘導区域（案）でございます。

こちらは、庁内検討会議の意見において、「東口に比べて西口の区域が極端に小さくバランスが悪い」や、「東口におけるピンク色の区域の北側に位置する黄色い区域の鷺宮3丁目周辺については、住宅地として土地利用がされており、都市機能を誘導する土地がないことから、誘導区域から除外してはどうか」のほか、「西口にある鷺宮小学校については、令和8年度から鷺宮西小中学校に統合することから、その跡地活用を考慮し、その周辺と併せて誘導区域に含めてはどうか」などがございました。

続いて、6ページをご覧ください。

こちらは、東鷺宮駅周辺の都市機能誘導区域（案）でございます。

庁内検討会議の意見については、「現在、東口におけるマンションの住民代表者から、建替えについて相談を受けており、今後その進捗に応じて都市計画の変更などが考えられることから、誘導区域への設定などの検討が必要ではないか」や、同じく「東口における北側の黄色などの区域や、西口の鉄道沿線は、住宅地として土地利用されており、都市機能を誘導する土地が無いことから、誘導区域から除外してはどうか」などがございました。

続いて、7ページをご覧ください。

こちらは、栗橋駅周辺の都市機能誘導区域（案）でございます。

栗橋駅東口周辺においては、駅前広場や都市計画道路が未整備であることや、既存の道路に狭い箇所があるなどの課題があり、こうした課題を解決し、ゆとりある暮らしを実現するため、「栗橋駅東口周辺のまちづくり」における検討内容を考慮した区域となっております。

黒須担当主査

こちらの庁内検討会議の意見については、「利根川沿いにあるピンク色で示された旧日光街道沿いについては、商店を営む方々で構成された協議会が、街の活性化を目的とした取組をはじめ、様々な活動を行っていることから、拠点から半径800メートル圏をやや外れているが、誘導区域に含めてはどうか」などがございました。

続いて、8ページをご覧ください。

南栗橋駅周辺の都市機能誘導区域（案）でございます。

こちらは、西口の南栗橋8丁目及びその周辺において、産官学連携による次世代型プロジェクト「ブリッジ・ライフ・プラットホーム構想」で連携する5者による戸建街区や商業街区、生活利便街区などのまちづくりの取組を考慮した区域となっております。

なお、庁内検討会議での意見は特にございませんでした。

続いて、9ページをご覧ください。

モラージュ菖蒲周辺の都市機能誘導区域（案）でございます。

こちらの庁内検討会議の意見については、「図の左下部分にあるピンク色の菖蒲町菖蒲地区付近については、昔の中心市街地であり、現在も商店などが立地していることから、誘導区域に含んではどうか」などがありました。

以上「都市機能誘導区域（案）の検討」についての説明でございます。

続きまして、「誘導施設（案）の検討」について、ご説明させていただきます。

資料2-2をご覧ください。

1ページの「1. 誘導施設とは」でございます。

誘導施設については、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能施設のことをいまして、都市機能誘導区域ごとに必要な施設を設定するのでございます。

続いて、「2. 国の手引に基づく誘導施設のイメージ」でございます。

黒須担当主査

国の手引では、誘導施設のイメージとして、具体的な施設の例が表のとおり示されております。

誘導施設を設定する際には、新たに立地を誘導することで生活利便性を向上させる施設のほか、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後もその必要な機能を区域外へ流出することを防ぐために設定することも考えられます。

続いて、2ページをご覧ください。

「3. 誘導施設の検討フロー」でございます。

誘導施設については、こちらの検討フローによって段階的に整理しております。

はじめにステップ1といたしまして、中心拠点や地域・生活拠点に求められる都市機能施設の方向性を整理します。

続いてステップ2といたしまして、誘導施設の候補となる都市機能施設を整理します。

ステップ3といたしましては、ステップ2において整理した誘導施設の候補を分類します。

具体的には、赤字の「拠点に集約・充実することが求められる施設」と青字の「その他の施設」に分類します。

このうち「拠点に集約・充実することが求められる施設」を誘導施設に設定するものでございます。

続いて、3ページをご覧ください。

「4. 各ステップの詳細」でございます。

はじめにステップ1といたしまして、各拠点に求められる都市機能施設の方向性の整理でございます。

こちらについては、2つの要素から整理することができます。

1つ目については、都市計画マスタープランに示す方向性でございませ

黒須担当主査

て、「鉄道駅をはじめとした公共交通の拠点地域を、商業・文化・行政サービス等の機能が集積した賑わいのある交流拠点となるよう本市の都市核と位置づけ、それぞれの地域特性を活かした市街地形成を図る」としております。

2つ目については、第2回都市計画審議会においてお示ししました、まちづくりの方針にて設定しております「久喜市を代表する中心的な拠点では、公共施設の再配置や官民連携等による複合施設などの高次都市機能、テレワークに対応した業務機能など、多様な機能の維持・充実を図ることにより、都市の魅力を高める」ことや、「地域の核となる拠点では、商業・医療など日常生活を支える都市機能の維持・充実を図るとともに、まちづくりプロジェクトの推進等により、地域の魅力を高める」としております。

次に、ステップ2といたしまして、誘導施設の候補の整理でございます。

誘導施設の候補の整理に当たっては、国の手引きに示されています誘導施設のイメージや、ステップ1の各拠点に求められる都市機能施設の方向性、現況分析で整理しました本市の施設の立地状況、昨年9月に実施しましたアンケートの調査結果を考慮して、中心拠点ではこちらの表のAからJの施設を、地域・生活拠点ではAからHの施設を誘導施設の候補としております。

続いて、4ページ及び5ページをご覧ください。

こちらは、ステップ3といたしまして、誘導施設候補の分類でございます。

3ページのステップ2において整理しました誘導施設の候補を、分類の考え方にに基づき、赤字の「拠点への集約・充実が求められる施設」、青字の「その他の施設」に分類しております。

例えば、市役所については、久喜駅周辺の拠点周辺に立地していないことや、現在の建物の増築が予定されていることから、「拠点への集約・充実が求められる施設」ではなく、青字の「その他の施設」に分類しております。

黒須担当主査

このような考え方にに基づき分類した結果をまとめたものが、こちらの表となります。

続いて、6ページをご覧ください。

「5. 誘導施設の設定」でございます。

こちらの表は、都市機能誘導区域ごとに誘導する施設を整理した表でございまして、4ページ及び5ページにおいて整理しました「拠点への集約・充実が求められる施設」に分類した施設を本市の誘導施設として設定しております。

表の左に記載している施設をご覧ください。

本市では、医療機能といたしまして病院を、商業機能といたしまして大規模小売店舗やスーパーマーケットを、子育て機能といたしまして保育所や認定こども園、小規模保育園を、金融機能といたしまして銀行や信用金庫、労働金庫、郵便局を、その他機能といたしましてコワーキングスペースやシェアオフィス、高次都市機能（複合施設）を誘導施設に位置付けます。

また、現在の区域ごとの立地状況に応じて、新規立地を図る施設は「丸」、既存の立地の維持を図る施設は「黒いダイヤ」のマークで示しております。

例えば、鷲宮駅周辺については、「丸」の病院や小規模保育園は、新規立地をする施設になりまして、「黒いダイヤ」の大規模小売店舗やスーパーマーケット、保育所、認定こども園、銀行、信用金庫、労働金庫、郵便局は、立地を維持していく施設となります。なお、「横棒線」のコワーキングスペース、シェアオフィス、高次都市機能は、新規立地や立地維持をしない施設となります。

表全体をご覧になっていただき、全ての拠点において現状の立地状況を踏まえて、新規立地の誘導又は既存立地の維持を図っていくものとなります。

コワーキングスペース、シェアオフィス、高次都市機能（複合施設）とい

黒須担当主査 ったその他の機能は、中心拠点である久喜駅周辺に位置付け、新規立地を誘導します。

また、7ページについては、その高次都市機能（複合施設）のイメージを参考として掲載しております。

市外からの来訪を促し、市内外の方に自慢できる本市の顔になるような施設を誘導することを想定しております。

なお、この誘導施設（案）における庁内検討会議の意見については、
「4ページの誘導施設候補の分類における診療所について、拠点へ集積をしない『その他の施設』に分類されていますが、誘導区域内において、既に立地している機能を維持する観点から『拠点へ集約する施設』にしてはどうか」や、「5ページのコミュニティセンターや図書館については、『栗橋駅東口周辺まちづくり』において、しずか館跡地に行政センターやコミュニティセンター、図書館等の機能を設けた複合拠点施設を整備する方針を示していることから、『拠点へ集約する施設』にしてはどうか」などの意見がございました。

以上「誘導施設（案）の検討」についての説明でございます。

続きまして、「居住誘導区域（案）の検討」について、ご説明させていただきます。

資料2-3をご覧ください。

1ページの「1. 居住誘導区域とは」でございます。

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことをいいます。

次に「2. 国の手引に基づく居住誘導区域の設定の考え方」でございます。

居住誘導区域として望ましい区域像は、国の手引において主に3つ示され

黒須担当主査 ております。

1つ目の「生活利便性が確保される区域」については、中心拠点や地域・生活拠点に徒歩や自転車などで容易にアクセスできる区域や、バス停まで徒歩や自転車で行ける範囲の区域になります。

2つ目の「生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域」については、将来推計人口をベースに人口密度を維持することを基本として、医療や福祉、商業等の生活サービスの維持が可能な人口密度の水準が確保される面積範囲内の区域になります。

3つ目の「災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域」については、災害により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域に加え、工業系用途や、都市農地、また、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域に該当しない区域になります。

続いて、2ページをご覧ください。

「3. 居住誘導区域から除外することが考えられる区域」でございます。

こちらの表は、法律などに基づき居住誘導区域からの除外が考えられる区域を示しております。赤字については、本市が該当する区域を示しております。

表の一番上にあります「市街化調整区域」や、中段の市街化調整区域にあります「農用地区域」、「農地・採草放牧地」については、都市再生特別措置法によって居住誘導区域に含まないこととされています。

続いて3ページをご覧ください。

表にあります「浸水想定区域」については、都市計画運用指針によって、総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合には、原則として、居住誘導区域に含めないこととすべき区域になります。

続いて、4ページをご覧ください。

「4. 本市における居住誘導区域を設定する目的」でございます。

黒須担当主査

本市は、将来的にも比較的高い人口密度が維持される見通しではあるものの、総人口は緩やかに減少しています。

また、市街化区域内の一部では、顕著な人口密度の低下が見込まれている地域もございまして、生活利便性の維持が困難になることが懸念されます。

そのようなことから、都市機能施設や日常生活に必要なサービスにアクセスしやすい公共交通を維持するために、一定の人口密度の維持が必要となるところです。

こうした状況を踏まえまして、現在の都市機能の利便性や公共交通の維持に必要な人口密度を確保することを目的に、居住誘導区域を設定いたします。

次に「5. 居住誘導区域の設定方針」でございます。

1つ目については「徒歩・公共交通によるアクセス性の確保を目指す居住誘導区域」の設定でございます。

将来的に人口減少が進む中においても、日常生活に必要なサービス機能に、徒歩や公共交通で継続的にアクセスできるまちの形成を図るため、基幹的な公共交通の拠点周辺や、生活利便施設が集まっているエリアを中心に、居住誘導区域を設定することを検討します。

2つ目については「人口密度の維持を目指す居住誘導区域」の設定でございます。

医療、福祉、商業といった日常生活サービスを持続的に確保するためには、一定水準以上の人口密度が必要になることから、将来の人口密度の状況を確認した上で、区域として設定することを検討します。

3つ目については「工業系用途地域における土地利用状況等に応じた居住誘導区域の設定」でございます。

本市では、工業系の用途地域を指定しておりまして、その実際の土地利用を確認し、工業利用されている地域については、現在の操業環境を守り、産

黒須担当主査 業の活力や雇用の確保につなげる観点から、居住誘導区域から除外することを検討します。

続いて、5ページをご覧ください。

「6. 居住誘導区域の検討フロー」でございます。

こちらは、4ページにてご説明しました設定方針を踏まえた検討フローに基づき居住誘導区域の範囲を設定します。

はじめに、ステップ1といたしまして、居住誘導区域としての設定が望ましい区域を検証いたします。

お示ししています①都市機能誘導区域、②基幹的な公共交通の徒歩圏、③生活サービス施設の徒歩圏内、④令和27年における人口密度が40人/ヘクタール以上の維持が見込まれる区域を確認し、それらを重ね合わせることで、どのような区域が望ましいか3つのパターンを検証します。

続いてステップ2では、居住誘導区域から除外すべき区域としては、①の工業利用をしている工業系用途地域や地区計画において居住が制限されている区域のほか、②の災害リスクがある区域となります。

なお、災害リスクがある区域については、令和8年度に行う防災指針の検討において、対策等を整理し、居住誘導区域に反映してまいります。

続いて、6ページをご覧ください。

「7. 各ステップの詳細」でございます。

こちらはステップ1の居住誘導区域の設定が望ましい区域の検証といたしまして、各々の区域図をお示ししております。

はじめに、上段の「基幹的な公共交通の徒歩圏」については、鉄道駅から半径800メートル圏や路線バスにおいて1日30本以上の本数があるバス停の徒歩圏であります半径300メートル圏を示しております。

次に、下段の「生活サービス施設の徒歩圏」については、医療機能や商業機能、高齢者福祉機能の半径800メートル圏が全て重なる区域を示してお

黒須担当主査

ります。

続いて、7ページをご覧ください。

上段の図は、令和27年における人口密度が40人ヘクタール以上の維持が見込まれる区域を示しておりまして、着色がある区域がその区域に当たります。

次に、下段の図は、参考といたしまして、都市基盤であります、青色の公共下水道の供用区域や赤斜線の土地区画整理事業の区域を示しております。

続いて、8ページをご覧ください。

こちらは、6ページ及び7ページにおいてご説明いたしました、設定が望ましい区域を重ね合わせた3つのパターンをお示ししております。

まずは、パターンAについてでございます。

パターンAは、ピンク色の都市機能誘導区域や、青色の基幹的公共交通の徒歩圏、黄色の生活サービス施設の徒歩圏、緑色の令和27年における人口密度が40人/ヘクタール以上の区域 その全てを含む区域を、居住誘導区域に設定する案でございます。

こちらの区域は、3つのパターンの中において、最も広い区域となります。

続いて、9ページをご覧ください。

次は、パターンBについてでございます

パターンBについては、ピンク色の都市機能誘導区域に、青色の基幹的公共交通の徒歩圏及び黄色の生活サービス施設の徒歩圏の重なる区域に、緑色の令和27年における人口密度が40人/ヘクタール以上の区域を含んだ区域を、居住誘導区域に設定する案でございます。

こちらの区域は、3つのパターンの中において、中程度の広さの区域となります。

続いて、10ページをご覧ください。

黒須担当主査

次は、パターンCについてでございます。

パターンCについては、ピンク色の都市機能誘導区域に、青色の基幹的公共交通の徒歩圏及び黄色の生活サービス施設の徒歩圏、緑色の令和27年における人口密度が40人/ヘクタール以上の区域が重なる区域を、居住誘導区域に設定する案となります。

こちらの区域は、3つのパターンの中で最も小さい区域となります。

続いて、11ページをご覧ください。

こちらは、先ほどお示しした3つのパターンを比較したものになりまして、分かりやすくするために、居住誘導区域を全て黄色で示したものでございます。

左のパターンAについては、市街化区域における居住誘導区域の占める割合が88.1パーセントでございまして、3つのパターンの中で、最も広い区域となります。

真ん中のパターンBについては、70.4パーセントでございまして、3つのパターンの中において、中程度の広さの区域となります。

右のパターンCについては、43.1パーセントでございまして、3つのパターンの中で最も小さい区域となります。

続いて、12ページをご覧ください。

こちらはステップ2といたしまして、居住誘導区域から除外すべき区域でございます。

こちらの図において、青色や紫色などによって着色している区域は、工場などの工業用途が中心の区域でございまして、青点の区域は、地区計画によって居住が制限されている区域を示しております。

青色の工業専用地域や、水色の工業地域は現在の操業環境の維持や保全を図るため居住誘導区域から除外することといたします。

また、紫色の準工業地域のうち、②の栗橋東六丁目の準工業地域や、④の

黒須担当主査 桜田二丁目の準工業地域については、工業利用の割合が高いことから居住誘導区域から除外することとします。

また、菖蒲町菖蒲地区地区計画の区域については、住宅の建築が制限されていることから、この区域も居住誘導区域から除外することとします。

なお、災害リスクについては、令和8年度に検討を行う防災指針において、リスクの高さや対策の実効性等を総合的に検討し、居住誘導区域に反映してまいります。

続いて、居住誘導区域（案）における庁内検討会議の意見についてでございますが、11ページでございます「3つのパターンのうち、パターンAでは、区域が市街化区域とあまり変わらない」や、「パターンCでは、区域が極端に小さい」などの意見がございまして、検討の結果、今後、パターンBを基本として検討を進めていくことが示されたところです。

以上、「居住誘導区域（案）の検討」についての説明でございます。

最後に、今後における立地適正化計画の策定スケジュールについてご説明いたします。

令和8年度においては、防災指針について検討を進めるとともに、イベントや商業施設においてパネル展示を行い、市民の方に説明を行った上で、ご意見をいただくオープンハウスを実施いたします。

また、そこでいただいたご意見や、都市計画審議会において委員の皆様からいただいたご意見のほか、庁内検討会議における検討内容などを考慮した上で、誘導区域や誘導施設の精査、誘導施策の検討、定量的な目標値や評価方法の検討を行い、パブリック・コメントを経て、立地適正化計画を策定してまいります。

以上、「久喜市立地適正化計画について」の説明でございます。

海老原会長 ありがとうございます。重要な案件となることから、資料ごとにご質問及びご意見を伺いたいと思います。

海老原会長	まず、資料2-1につきまして、皆様からご質問等はございますか。
横山委員	はい。
海老原会長	横山委員、お願いします。
横山委員	都市機能誘導区域を中心にまちづくりを行っていくことが理解できましたが、一方で、都市機能誘導区域を設定することにより生じる効果や制限等があるのでしょうか。
海老原会長	都市機能誘導区域の設定に伴う効果や制限について、ご質問です。 事務局、回答をお願いします。
黒須担当主査	立地適正化計画を策定する目的から説明させていただきます。 現在、人口減少等の社会課題がある中で、薄く広がった市街地を抱えたまま、人口減少が進行していきますと、生活サービス施設や公共交通の機能維持が困難となり、市民の皆様の日常生活に支障を及ぼすおそれが生じることが考えられます。 そのようなことから、交通拠点となる鉄道駅等の中心から800メートル圏の区域に必要となる施設を誘導し、人口集積を図りながら持続可能なまちを形成していくことが、立地適正化計画の目的でございます。 また、都市機能誘導区域を設定することにより生じる制限に関しましては、都市機能誘導区域外に誘導施設を建築する場合、新たに届出が必要となることが想定されます。
海老原会長	ありがとうございました。 横山委員、いかがでしょうか。
横山委員	都市機能誘導区域は拠点から800メートル圏とすることが国の指針で示されていると思いますが、800メートル圏外に誘導区域を設定することは可能でしょうか。
海老原会長	事務局、お願いします。
黒須担当主査	7ページの栗橋駅周辺における都市機能誘導区域（案）をご覧ください。

黒須担当主査	<p>利根川沿いの800メートル圏外のエリアにおいて、ピンク色に塗られた場所が確認できるかと思います。</p> <p>このエリアでは、旧日光街道沿いで商店を営む方々が栗橋宿ふれあい推進協議会を設立し、まちの活性化に向けた様々な取組を行っております。</p> <p>そのような取組を行っている区域につきましては、800メートル圏外に位置している場合においても、都市機能誘導区域に含むことが可能であるものと考えております。</p>
海老原会長	横山委員、よろしいでしょうか。
横山委員	はい。
海老原会長	その他、ご質問等ありますでしょうか。
中村委員	はい。
海老原会長	中村委員、お願いします。
中村委員	立地適正化計画の策定時期及び計画期間について教えてください。
海老原会長	事務局、お願いします。
黒須担当主査	<p>立地適正化計画の策定時期につきましては、令和8年度末を想定しております。</p> <p>また、本計画は20年計画であり、持続可能なまちづくりを目指して緩やかに居住等を誘導するものですが、概ね5年ごとに各施策の進捗状況や効果を検証し、見直しを行います。</p>
海老原会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>中村委員、よろしいでしょうか。</p>
中村委員	はい。
海老原会長	続いて、資料2-2につきまして、委員の皆様からご質問等がありましたら挙手をお願いします。
中村委員	はい。
海老原会長	中村委員、お願いします。

中村委員	7 ページの高次都市機能のイメージで例として挙げられているエンクロスの所在地ですが、宮城県ではなく宮崎県ではないでしょうか。
海老原会長	事務局、お願いします。
黒須担当主査	宮崎県の間違いでございますので、修正させていただきます。
海老原会長	はい、事務局で資料の修正をお願いいたします。 その他いかがでしょうか。
岡崎副会長	はい。
海老原会長	岡崎副会長、お願いします。
岡崎副会長	6 ページの誘導施設の表に記載されている病院については、診療所も含めるという認識でよろしいでしょうか。
海老原会長	事務局から回答をお願いします。
黒須担当主査	4 ページの誘導施設候補の表をご覧ください。 表の3段目に病院、4段目に診療所と記載がございます。 病院につきましては、赤字で「拠点への集約・充実が求められる施設」としてありますが、診療所については青字で「その他の施設」としていることから、本計画においては、診療所は病院に含めないこととしております。
海老原会長	岡崎副会長、いかがでしょうか。
岡崎副会長	現在、厚生労働省では、地域医療構想について議論されている中、2040年以降は人口の減少に伴い、医療機関の病床数が余ることが危惧されています。 そのような中、6 ページの誘導施設の表では、鷲宮駅周辺、栗橋駅周辺、南栗橋駅周辺、モラージュ菖蒲周辺の4か所に病院を新規立地する計画となっています。 地域医療構想では、人口減少に合わせて病床数も減少させていくといった方針が示されており、国の考え方とミスマッチが起きていることから、検討が必要ではないでしょうか。

海老原会長	事務局から回答をお願いします。
黒須担当主査	<p>本計画の案については、先入観のないコンサルタントの方が、市の現状等を踏まえながら、専門的な知見により作成いただいたものでございます。</p> <p>病院の新規立地についてでございますが、今後、その必要性について慎重に検討してまいりたいと考えております。</p>
海老原会長	岡崎副会長、いかがでしょうか。
岡崎副会長	立地適正化計画は令和8年度に策定されると思いますが、地域医療構想などの国の方針や動向について、慎重に精査した上で、検討していただきたいと思えます。
海老原会長	事務局、お願いします。
田辺課長	<p>立地適正化計画の策定に当たりましては、今後、地域医療構想の動向について注視させていただきます。</p> <p>また、本市としましても、地域の実情に合わせて、区域の見直しを慎重に進める必要があると受け止めております。</p> <p>庁内検討会議の中でも様々な意見が出ているほか、先ほど、ご指摘をいただきました病院に関しましては、利根医療圏の病床数の関係や、駅に近い場所に都市機能誘導区域を設定するため、そもそも病院の用地として活用できる大きな土地がないといった状況もございます。</p> <p>このようなことから、病院の設定に関しましては、改めて庁内の関係課と意見交換を行いたいと考えております。</p> <p>一方、診療所につきましては、市内全域にあった方が利用しやすいといったご意見もございますが、本市としましては、都市機能誘導区域内に診療所も誘導していきたいと考えております。</p> <p>また、既存の病院や診療所を維持していくことも誘導区域を設定する上で大きな役割を担いますので、そのような観点も踏まえながら、今後、精査していきたいと考えております。</p>

海老原会長	岡崎副会長、いかがでしょうか。
岡崎副会長	現在、建築費の高騰など社会経済情勢が刻一刻と変化している中で、コンサルタントがフラットな視点で作成したから良いということではなく、慎重に精査した上で、市民の皆様が久喜市に期待を持てるような計画にしていきたいと思います。
海老原会長	ありがとうございます。 4ページの誘導施設候補の分類について、赤い丸が付いている施設は全て各拠点へ誘導するという方針であると思いますが、先ほどお話のあった、しずか館の跡地活用等を考慮しますと、地域ごとの実情に合わせて、誘導施設を設定した方が良いのではないのでしょうか。
黒須担当主査	先ほど、岡崎副会長から、病院の誘導についてお話がありましたが、都市機能誘導区域内において、既に病院が立地しているエリアは、久喜地区と東鷲宮駅周辺のみとなっております。 そのようなことから、拠点ごとに不足している誘導施設等を精査した上で、拠点ごとに表を作成できないか、コンサルタントと検証を進めております。
海老原会長	ありがとうございました。 その他、誘導施設（案）の検討についてご意見ございますか。
横山委員	はい。
海老原会長	横山委員、お願いします。
横山委員	モラージュ菖蒲の空きスペースにコワーキングスペースを設ければ高次都市機能に当たるのではないかと考える方もいるのではないかと思います、高次都市機能の用語の定義について教えてください。
海老原会長	事務局、回答をお願いします。
黒須担当主査	第2回都市計画審議会の際に報告させていただきました、まちづくりの方針において、本市の拠点となる久喜駅周辺につきましては、高次都市機能や

黒須担当主査	テレワークに対応した業務機能を誘導していくことをお示ししております。
田辺課長	<p>高次都市機能については、様々な考え方がございますが、久喜市外からも人が集まってくるような施設をイメージいただければと思います。</p> <p>また、他市の高次都市機能の定義について、確認させていただきましたところ、福祉、医療、子育て、行政、高齢者福祉などの多様なカテゴリーが3種類以上集まった施設を高次都市機能として位置付けている例も見受けられました。</p> <p>先ほど、モラージュ菖蒲を例として挙げていただきましたが、施設の中に医療、子育て、行政など複合的な機能を有する際には、高次都市機能に該当するのではないかと考えてるところでございます。</p>
海老原会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>横山委員、よろしいでしょうか。</p>
横山委員	高次都市機能については、例えば、何平米以上で、何個以上の機能を有した施設であることなど、その定義を計画に記載しておくことで、より分かりやすくなると思います。
海老原会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、資料2-3につきまして、委員の皆様からご質問等がありましたら挙手をお願いします。</p>
岸田委員	はい。
海老原会長	岸田委員、どうぞ。
岸田委員	<p>栗橋地区と鷲宮地区は、浸水想定区域内に位置していますが、これまで継続的にまちづくりを形成してきた地域であることから、総合的に判断した結果、居住誘導区域を設定するという考えは分かります。</p> <p>一方で、浸水想定区域内に居住誘導区域を設定することについて、具体的な検討を行っているのか、教えていただきたいです。</p>
海老原会長	災害リスクの検討について、質問となります。

海老原会長	事務局、回答お願いします。
黒須担当主査	立地適正化計画の策定に当たりまして、令和8年度中に防災指針の検討を行ってまいります。 浸水リスクが高い鷺宮地区及び栗橋地区において、ハード面の対策として、道路冠水が発生する箇所に雨水の排水ポンプを設置し、冠水が起こらないようにするほか、ソフト面の対策として、広域避難について、防災指針に位置付けるなどの検討を行ってまいりたいと考えております。
海老原会長	岸田委員、いかがでしょうか。
岸田委員	国土交通省が実施している利根川の堤防強化に関する工事は既に完了しているのでしょうか。 また、権現堂調整池との関連性について防災指針へ位置付けを行う予定はありますか。
海老原会長	事務局、回答お願いします。
黒須担当主査	利根川の堤防強化事業につきましては、栗橋区間は全て概成済となっております。 また、具体的な防災対策に関しましては、今後、他市の事例等を確認しながら、防災指針への位置付けについて庁内の関係課と協議してまいりたいと考えております。
海老原会長	岸田委員、よろしいでしょうか。
岸田委員	はい。
海老原会長	その他、ご質問等ありますでしょうか。
中村委員	はい。
海老原会長	中村委員、お願いします。
中村委員	久喜市の人口密度はある程度、維持されていることから危機的な状況ではありませんが、立地適正化計画は大きな市の将来を担っている事業のため、組織的、継続的に進めていただきたいと思います。

海老原会長	ご意見ということでよろしいでしょうか。
中村委員	はい。
海老原会長	ありがとうございました。 その他、いかがでしょうか。
横山委員	はい。
海老原会長	横山委員、お願いします。
横山委員	誘導区域に施設や居住を誘導するということが、立地適正化計画における大前提の考え方であると思いますが、誘導を促進するための措置として、補助金や税制の優遇等の検討を行っているのでしょうか。
海老原会長	誘導を促進するためのインセンティブについて、ご質問です。 事務局から回答をお願いします。
黒須担当主査	施設の誘導等に関連したインセンティブの創出につきましては、庁内検討会議の中で、協議を行いながら検討していきたいと考えております。 また、国の制度においても、立地適正化計画の策定後において、活用が可能となる補助金等がございますので、引き続き、検証してまいります。
海老原会長	横山委員、よろしいでしょうか。
横山委員	実現可能性の観点からも非常に重要な部分になると思いますので、引き続き、よろしくお願いいたします。
海老原会長	ありがとうございました。 その他、いかがでしょうか。
中村委員	はい。
海老原会長	中村委員、お願いします。
中村委員	久喜市は、高速道路のインターチェンジが2つあるほか、複数の鉄道路線が通っているなど、立地に恵まれています。 これからは、行政、市議会、市民が協力しながら、久喜市のまちづくりを進めていくことが重要であると感じています。

海老原会長	ありがとうございました。
海老原会長	ほかに、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。 以上で、本日予定しておりました議事等は終了いたしました。 これを持ちまして議長職を解かせていただきます。 議事進行に当たり、委員の皆様のご協力に深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。
田口課長補佐	それでは、次第7の「閉会」に当たり、岡崎副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。 岡崎副会長、よろしくお願いいたします。
岡崎副会長	【 岡崎副会長 挨拶 】
田口課長補佐	ありがとうございました。 以上をもちまして、「令和7年度第3回久喜市都市計画審議会」を閉会とさせていただきます。
会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。	
令和8年4月14日	
海老原 正明	